

事 務 連 絡
平成27年3月19日

各指定通所介護事業所管理者 様
各指定認知症対応型通所介護事業所管理者 様

富山市福祉保健部介護保険課

指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の届出について（案内）

今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」の改正が行われ、指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下、「宿泊サービス」という。）を行う事業者は、利用者保護の観点から、事業者指定を行う都道府県知事等に届出を行うとともに、事故報告を行うこととなりました。

つきましては、宿泊サービスを行う事業者は「指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書」を平成27年4月1日以降速やかに介護保険課までご提出くださいますよう、お願いいたします。

なお、宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針が示されておりますので、内容をよくご確認ください。

（問い合わせ先）

介護保険課企画係

TEL：443-2041